

請 願 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	4 0 0	受理年月日	令和 8 年 7 月 14 日
件 名	マイナンバーカードを保持していない市民への京都ポイントの給付を受けるための対応策		
要 旨	今年 8 月から来年 2 月 28 日までを利用期間として、国の重点支援地方交付金を活用して、マイナンバーカードとスマートフォン等の専用アプリケーションを用いて、市民一人につき 5,000 円相当分の京都ポイント（きょうぽ）を給付するとなっている。 給付の対象者は給付申請時点で京都市に住民登録のある方となっているにもかかわらず、マイナンバーカードを保持していなければ、京都ポイントを受け取ることができない。 地域住民の生活を支え、福祉向上と地域の生活環境の整備を進めることが地方自治体の役割である。マイナンバーカードの保持は強制ではない。今回の給付申請に関わって、京都市は入口段階で、マイナンバーカードを持っていない人をシャットアウトしているのは、自治体本来の役割を果たしているとは言えない。保持したくないと思う市民が給付の対象にならないのは間違っている。 そもそも強制ではないマイナンバーカードを、給付を受けなければ申請せよと言うのは、京都市がマイナンバーカードの普及促進に利用しているとわざと得ない。京都ポイントの給付に当たり、確実な本人確認と重複受給・不正受給防止の観点から、マイナンバーカードによる本人認証を行うとしている。しかし、マイナンバーカードでしか本人確認はできないのか。制度設計上の工夫で、できるはずである。 また、今回の国の重点支援給付金は、長引く物価高に対して、市民生活を応援するためのものである。自らが申請しなくても京都市に住民登録している人全てが受けられるような制度の構築が必要であった。コロナ禍の時に、現金給付をした経験をいかせばできたはずである。今回の給付を実施するために、問合せ先として市民生活応援デジタル地域ポイントコールセンターや京都ポイント（きょうぽ）参加店舗事務局を設置している。さらに、マイナンバーカードとスマートフォン等専用アプリの開発にも費用が掛かっている。本来なら 5,000 円以上の給付ができたのではないか。 ついては、以上のことから、マイナンバーカードを保持していない市民にも、公平に、京都ポイントが受けられる対応策を講じることを求める。		
請 願 者			
紹 介 議 員	とがし 豊、河合ようこ、森田ゆみ子、えもとかよこ、山田こうじ		
付託委員会	文教はぐくみ委員会		